

# 医療機器を購入する場合は「共同利用計画」の 提出が必要になります（令和2年4月1日から）

## 背景・目的

- 北海道では、令和2年3月に「北海道外来医療計画」を策定し、人口減少が進む中、高額医療機器の共同利用を促進し、効率的な医療機器の整備・活用を進めることとしています。

※共同利用には、対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用する場合も含まれます。

## 対象となる医療機器

- CT
- MRI
- PET
- マンモグラフィ
- 放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）

※リース契約により設置した場合も含まれます。

## 作成様式及び提出先

様式：所定の様式により作成

提出先：空知総合振興局 保健環境部 保健行政室 企画総務課 企画係

提出期限：対象医療機器の**設置後10日以内**

## 留意事項

- 提出いただいた共同利用計画は、地域医療構想調整会議に情報提供させていただきます。
- 共同利用を行う場合で、相手方を限定せず「要望があれば共同利用に対応」する場合は、原則、地域への情報発信のため、医療機関名及び医療機器の情報を保健所ホームページへ掲載させていただきます。

## 共同利用計画確認の流れ

対象医療機器の  
新規購入・更新  
(病院、診療所)

※リース契約による設置を含む

共同利用計画を策定  
し、設置後10日  
以内に保健所へ提出

地域医療構想調整  
会議で情報共有  
※共同利用可能な  
医療機器は公表

担当保健所：

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

空知総合振興局 保健環境部 保健行政室（岩見沢保健所）企画総務課 企画係（Tel 0126-20-0101）